

沖縄大交易会「ビジネスマッチングサイト」携帯アプリ
システム開発業務委託 企画提案仕様書

令和3年9月29日
公益財団法人 沖縄県産業振興公社

目次

第1章	はじめに	4
1.	背景	4
2.	目的	4
第2章	システム開発業務委託	6
1.	件名	6
2.	業務内容	6
3.	作業内容及び納入成果物	8
4.	スケジュール	9
第3章	制約条件	10
1.	システム開発環境	10
2.	受託業者	10
3.	開発推進体制	11
4.	プロジェクト管理運用	11
5.	作業場所	11
第4章	システム要件	12
1.	システム機能要件	12
2.	システム開発要件	12
3.	システム業務要件	14
4.	規模・性能要件	14
5.	信頼性要件	14
6.	拡張性要件	14
7.	セキュリティ要件	14
8.	システム稼動環境	15
9.	テスト要件定義	15
10.	教育要件	15
11.	端末登録要件定義	15
12.	システム運用・保守	15
第5章	提案依頼事項	17
1.	基本方針、開発推進体制	17
2.	システム機能要件	17
3.	システム開発・導入要件	18
4.	セキュリティ要件	18
5.	テスト要件	18
6.	教育研修要件	18

7. システム運用・保守要件	18
第6章 納入物	19
1. 納入物一覧	19
2. 最終納入日	19
3. 納入場所	19
4. 納品方法	20
5. 納品完了後の修正	20
6. 検収方法	20
第7章 特記事項	22
1. 契約期間	22
2. 瑕疵担保責任	22
3. 知的財産権等	22
4. 秘密の保持	23
5. 遵守事項	23
6. 連絡先	23

第1章 はじめに

1. 背景

沖縄県は、東アジアの中心という地理的優位性を活かし、国際物流貨物ネットワーク（沖縄国際航空物流ハブ）の構築・拡大を目指している。

沖縄大交易会（以下、「大交易会」という）はこのネットワークを活用し、県産品や日本全国の特産品等の海外販路拡大に繋げていくことを目的に開催される、事前マッチング型においては日本最大規模の『食』をテーマとした国際食品商談会であり、日本全国の農林水産業者・食品加工業者（以下、「サプライヤー」という）と国内外の流通事業者（以下、「バイヤー」という）に沖縄にご参集いただき、沖縄県の目指す 21 世紀の『万国津梁』の実現に向け、オールジャパン、そしてオールアジアの交易会としての発展を目指している。

先般、グローバルビジネス化により場所、時間を問わず、ビジネスチャンスの獲得をする上でビジネスマンが常時携帯しているスマートフォンを活用したビジネスアプリは必需品となっている。

本仕様書は、大交易会へ参加頂いているバイヤー、サプライヤー相互のメッセージのやり取りや大交易会からの商談に関する情報等をスマートフォン等を通じてタイムリーに取得することで、ビジネスチャンスを逃すことなく、交渉や商談について場所を問わずいつでも行うことを目的に、大交易会のビジネスマッチングシステム携帯アプリ（以下、「BMS 携帯アプリ」という）の開発を行うものである。

2. 目的

大交易会は、これまで国内最大級の食をテーマとした国際食品商談会として沖縄コンベンションセンターにて開催しており、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け大交易会初のオンライン商談会を開催している。

大交易会の大きな特徴の一つである、『事前マッチング型個別商談』においては商談会前に『サプライヤー』と『バイヤー』双方が、「ビジネスマッチングサイト（以下、「BMS」という）」上において商談前に会社概要や取引情報等についてコミュニケーションをとることにより、商談会当日は目的を絞った有意義な商談が行われることを期待している。

しかしながら、沖縄大交易会の基幹システムである BMS は、PC 利用を目的としてシステムが構築されているため、一方が外出若しくは出張等で PC を閲覧できる環境では無くなることにより、お互いのメッセージ等のやり取りなど、早急な連絡が取

れないことが課題となっている。

BMS 携帯アプリを導入することにより、大交易会のコミュニケーションツールの利便性を向上が見込め、場所を選ばずに双方コミュニケーションを取ることができることから、これまでの課題の解決に繋がると同時に、参加者の満足度向上が期待できる為、今回 BMS 携帯アプリの開発を行う。

第2章 システム開発業務委託

1. 件名

沖縄大交易会「ビジネスマッチングサイト」携帯アプリシステム開発 業務委託

2. 業務内容

本業務委託は、現在運用中の大交易会向け、BMS を Android 系、IOS 系向けの携帯にて動作させる BMS 携帯アプリの開発を目的とした業務委託である。

現行システム（BMS）は、沖縄大交易会の商談会に向けて、「サプライヤー」「バイヤー」の企業情報や商品情報の登録を行い、大交易会の限られた時間に複数との業者とのリアル商談会を効率よく実現するため、双方から商談希望を確認し事前に「個別マッチング」を行っている。

「個別マッチング」を行った後は、「サプライヤー」と「バイヤー」間とのやり取りは、メッセージの頻度を上げて行う必要があるが、メッセージ機能は、BMS システム内で閉じているため、メッセージの確認を行う為には、PC からのログインが必要であり、利便性を確保する事が出来ない。それらの利便性を上げることを主目的に BMS 携帯アプリを開発するものとする。BMS 携帯アプリ開発は携帯の主流の OS として 2 種類（Android 系、IOS 系）で動作することを必須とする。但し、システム開発の期間を考慮してネイティブ開発でなくても可とする。

現行システムを基に BMS 携帯アプリを開発する際、PC とは異なった画面レイアウト、操作性、メッセージ等の送受信など、BMS 携帯アプリならではの活用方法も含めて提案型構築を行うものとする。

なお、本システム開発においては、現行システムとの併用動作があるので、いくつかの制約条件がある。また、BMS は、PHP フレーム「Mojavi」を活用して構築されている。

提案に必要な沖縄大交易会システム概要等を下記に示す。

- (1) 「沖縄大交易会システム概要」を別紙 1 に示す。
- (2) 「沖縄大交易会システム図」を別紙 2 に示す。
- (3) 「BMS システム機能」を別紙 3 に示す。
- (4) 「BMS システム機能詳細」を別紙 4 に示す。
- (5) 「BMS システム設計書」を別紙 5 に示す。 ※注意 1
- (6) 「BMS システム基盤」を別紙 6 に示す。
- (7) 「BMS 携帯アプリシステム開発要件」を別紙 7 に示す。

(8) 「BMS システム サプライヤ登録画面」を別紙8に示す。

※注意1 (5) は沖縄大交易会実行委員会事務局（沖縄県産業振興公社 以下「公社」という）にて閲覧とする。

3. 作業内容および納品成果物

本業務委託の、作業内容および納品成果物は以下の通り。

- (1) BMS 携帯アプリの基本設計書。
- (2) BMS 携帯アプリの画面遷移図。
- (3) BMS 携帯アプリ開発に伴う「サーバアプリケーション」開発の基本設計書。
- (4) BMS 携帯アプリとサーバアプリケーションとの通信制御 API。
- (5) BMS 携帯アプリの保守・運用方法およびマニュアル。

本業務委託における、作業工程および納品成果物について以下に示す。但し、委託業者にて同等の工程およびドキュメント提案も可能とする。

表 1. 納品成果物表

NO	ドキュメント名またはソフトウェア	内容
1	プロジェクト計画書 ※受託後 2 週間内に提出すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯アプリ開発スケジュールおよび作業分担等（請負業者および公社等含む） ・ 携帯アプリ開発作業工程および作業項目等
2	基本設計書、詳細設計書及びテスト成績書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯アプリ開発における設計書等（システム方式設計書等含む、各画面の遷移図、画面の機能図、帳票等） ・ 携帯アプリ開発におけるテスト検証等 ・ 携帯アプリ開発に伴うサーバ等アプリ開発（サーバ等およびミドルウェア、DB等の定義体を含む）等の設計書 システム運用・保守における設計等および付帯関連ドキュメント等
3	プログラム（システム等） 各種モジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯アプリおよびサーバ側アプリソース等 ・ バックアップ等、他定義体（スクリプト含む）の一式 ・ バックアップ媒体等
4	マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯アプリ操作マニュアル ・ 携帯アプリに掛かるサーバ運用・保守における運用・保守マニュアル ・ 携帯アプリ申請手順等
5	保守・運用費（見積書）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯アプリ保守等運用費

4. スケジュール

本業務委託は、以下のスケジュールにて行うこと。

表2. スケジュール表

時期	工程	主な業務
契約締結後 2週間以内	企画	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト実施計画書作成 ・プロジェクトキックオフ ・業務調査分析
プロジェクト 計画書に従う	基本設計・詳細設計	<ul style="list-style-type: none"> ・システム方式設計書作成 ・基本設計書作成 ・詳細設計書作成 ・システムテスト設計書作成 ・プログラムテスト設計書作成
プロジェクト 計画書に従う	導入・構築・実装	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構築（携帯アプリ、サーバ側アプリ） ・システム開発・実装（携帯アプリ、サーバ側アプリ）
プロジェクト 計画書に従う	テスト	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムテスト（携帯アプリ、サーバ側アプリ含む） ・システムテスト（他システムとの連携） ・プログラムテスト成績書兼報告書 ・システムテスト成績書兼報告書
プロジェクト 計画書に従う	運用準備	<ul style="list-style-type: none"> ・公社担当者への教育 ・データ移行（※必要に応じて）
2月末	本場環境移行	<ul style="list-style-type: none"> ・本場環境へのサーバアプリケーションの移行 ・保守・運用への作業引継ぎ作業 <p>※4月以降において、運用・保守等の別業務委託が発生する可能性がある。</p>

第3章 制約条件

1. システム開発環境

- (1) 現行動作している BMS に係るシステム設計書等がないため、受託業者による以下の企画工程においてシステム調査を行うこと。
 - ① 画面項目に対応した入出力定義体
 - ② テーブル項目に対する更新情報
 - ③ PHP フレームワーク 「Mojavi」 の利用方法
 - ④ 各種メッセージ（エラーメッセージ含む） および項目ガイダンス表示については、BMS システムを踏襲すること。
- (2) システム開発環境の提供について
 - ① 開発サーバ環境は、受託者にて用意すること。但し、現行システムのサーバ環境および DB の情報提供は行う。
 - ② ソース類は GIT での提供および DB は、dump 形式にて提供を行う。
 - ③ システム動作環境は、現行システム BMS の OS、PHP のバージョンに合わせること。
- (3) BMS 携帯アプリの開発環境に係るソフトウェア等について
 - ① BMS 携帯アプリの開発環境については受託者で用意すること。
 - ② BMS 携帯アプリの開発環境について、受託者はドキュメントに記述すること。
 - ③ BMS 携帯アプリの開発環境において、フレームワークを活用する場合には、フレームワークについても次年度以降保守をする際に必要な情報を公社側と協議を行い提供すること。

2. 受託業者

- (1) 沖縄県内に主たる事業所を有すること。
- (2) 携帯アプリの開発・提供実績があること。
※実績書を提供すること。
- (3) 実施部門が JISQ27001 (ISO/IEC27001) もしくは、プライバシーマーク認定制度の取得を行っており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。または、同等の情報セキュリティが必要とされる業務を受託し、必要に応じた対策を講じていることが出来ること。

3. 開発推進体制

- (1) システム開発全体の指揮命令とプロジェクトを円滑に行う為、プロジェクトリーダーを置くこと。
- (2) 携帯、WEBシステム開発に精通し、コンサルティング業務が出来ること。
- (3) システムの設計、開発および導入、移行等の知識を保有すること。
- (4) インターネットに精通し、クラウド上でのサーバ構築、運用、保守が出来ること。

4. プロジェクト管理運用

- (1) 受託業者は、契約締結後、すみやかに以下の項目を含む「プロジェクト計画書」を提出すること。
 - ① 詳細作業項目と役割分担
 - ② 納入物作成・レビュー・納入スケジュール、品質管理目標・手法等
 - ③ 作業体制及び推進体制
 - ④ 作業の進捗状況が把握出来る、詳細スケジュール等
- (2) 会議体の開催
 - ① 受託業者は、作業状況を延滞なく進行させるため、毎月 1 回以上の進捗会議を開催すること。
 - ② その他、作業プロジェクトに必要な会議体を開催し、運営すること。
- (3) 進捗管理
受託業者は、進捗会議において、委託業務の作業進捗状等の報告を行うこと。
- (4) 品質管理
 - ① 基盤インフラ導入においては、導入計画書を作成し、公社の承認を受けること。
 - ② システム開発時のテストにおいては、テスト計画書にテストケース等の品質管理目標を設定し、定量的な品質管理を行い、開発状況に併せて公社に報告すること。

5. 作業場所

- (1) 受託事業者者の事業所もしくは、受託事業者が定めた作業所（サテライトオフィス等）にて行うこと。
- (2) 「コロナウイルス感染予防処置」としてリモートワークを行う場合には、情報資産に対するセキュリティ対策を担保し、公社の承認を受けること。

第4章 システム要件

1. システム機能要件

- (1) 現在、提供されている携帯電話は、Android系、IOS系においてOSのバージョン、画面サイズなど、各社、各バージョンが乱立しているため、操作性も含めて動作バージョン、画面サイズ等を含め提案すること。また、Android系、IOS系で操作性が異なる場合は、事前説明、承諾を得ること。
- (2) BMS携帯アプリとサーバアプリケーションとのAPIは、暗号化を用いて行うこと。APIにおいては、設計書に記述すること。
- (3) 「ビジネスマッチングサイト」は、ビジネスマッチングオンライン（以下「BMO」という）との連携を図っているため、拡張としてBMOのインターフェースを活用してログイン出来ること。その際、BMS携帯アプリからはブラウザを起動して接続すること。
※APIについて受託後別途協議を行うこと。
- (4) BMSの画面（ブラウザ側）で入力した情報は、BMS携帯アプリでも表示できること。また、BMS携帯アプリで入力された情報も同様にBMS側のシステムで表示されること。但し、同時ログインによる排他制御については、公社と協議を行うこと。
- (5) 現行システムのBMSは、現在「日本語」、「英語」、「中国語（簡体字）」のサービスを行っているため、BMS携帯アプリにおいても同様に表示、入力出来ること。

2. システム開発要件

- (1) システムの調査・分析
 - ① 現行システムのBMSの核となるPHP「Mojavi」フレームワークに関する資料および、BMS（DB設計書 I/O等、各共通インターフェース等）設計書等がないため、ソース等（GIT管理）の解析により、現行システムを調査すること。
 - ② 現行ある「BMSシステム設計書」を別紙5に示す。
- (2) 画面表示、操作性
 - ① 画面構成
 - (ア) Android系、IOS系の操作特有にあった画面構成を行うこと。
開発を行う前に画面について提案、承諾を得ること。
 - (イ) 多言語の表示を行う事から、表示言語が変わっても効率よく作業を行うことが可能なわかりやすい画面構成にすること。

- (ウ) 多言語の表示を行う事から、文字フォント、サイズ等に十分考慮すること。
- (エ) 利用者の携帯が多様化していることから、画面サイズ等、画面構成等に十分考慮すること。
- (オ) 入力ガイダンス、エラーガイダンスなど分かりやすい画面構成にすること。
- (カ) 画面のデザイン、用語、指示、ヘルプ機能等においては、システム全体で統一を図ること。
- (キ) 機能、画面、帳票等において、識別子を用いて画面の追加等が発生した場合にも対応出来るように考慮すること。

② 操作

- (ア) 多言語の表示を行う事から、画面等の項目に対して誤入力等が発生しにくいようにすること。
- (イ) 画面上の項目に対してコピー、貼り付け等が出来るようにすること。
- (ウ) 項目エラー等が発生した場合、利用者が容易に問題を把握し、解決出来るようにエラーメッセージ等を表示すること。
エラーメッセージについては、現行 **BMS** を踏襲すること。
- (エ) 不要な画面遷移をせず、画面遷移を最小限に抑えること。
- (オ) 軽微なバリディーションチェック（全角、半角、数値等）等において、サーバ等とのレスポンスを減らす機能を装備すること。
- (カ) 郵便番号などオートコンプリート機能による入力省略化を図ること。

③ 言語

- (ア) 今回のシステム表示においては、利用者（「サプライヤー」、「バイヤー」）の表示情報を基に多言語にて表示を行うこと。
- (イ) 多言語は、操作中に「日本語」、「英語」、「中国語」と表示を行うこと。但し、ガイダンス表示は現行 **BMS** を踏襲すること。
- (ウ) 基本は、日本語とし、英語、中国語の表示を行うこと。また、今後他言語も考慮したシステム設計を行うこと。
- (エ) ガイダンスメッセージおよびエラーガイダンスにおいても、表示言語に合わせて他言語にて表示すること。

(3) 工程レビューと提案の実施

① 仕様レビュー

- (ア) PC ブラウザーと携帯アプリの画面サイズにより双方の相違があるので、必ず公社とのレビューを行うこと。

② 提案

- (ア) 携帯アプリの利便性、操作性について提案を行うこと。

3. システム業務要件

- (1) 別紙3「BMSシステム機能」の沖縄大交易会業務フローの業務が円滑に行えること。
- (2) 別紙7「BMS携帯アプリシステム開発要件」に基づいた業務アプリが動作すること。
- (3) Android系、IOS系携帯アプリケーション配布時に必要とされる事務手続き及び手順について指導および手順を示すこと。

4. 規模・性能要件

- (1) 大交易会の参加企業 2019年度

区分	2019年度（リアル開催）	2020年度（オンライン開催）
サプライヤー	342社	397社
バイヤー	301社	198社

5. 信頼性要件

- (1) BMS携帯アプリと現行のBMSは併用してDBを利用するので、不具合、障害等が発生した場合に速やかに切り分け出来るように対策を講じること。
- (2) 入力データ等の格納、表示において改変等が発生しないように対策を講じること。
- (3) 異常な入力や処理を検知し、データの減失や改変を防止する対策を講じること。
- (4) BMS携帯アプリによる複数ログイン、乗っ取り等のセキュリティ対策について提案を行うこと。

6. 拡張性要件

- (1) BMS携帯アプリは、業務拡張を行う際に外部プログラム連携が出来るように拡張機能を設けること。但し、本機能においては、配布時のメーカーによる配布検査の承認等の課題もあるので受託後、公社と協議を行うこと。

7. セキュリティ要件

- (1) BMS携帯アプリは、インターネット上に接続されることから、セキュリティ対策を講じなければならない。
- (2) BMS携帯アプリから、BMS携帯アプリ用サーバアプリケーションへのAPIインターフェース解析による不正アクセスが出来ないように対策を講じること。

- (3) ユーザ ID とパスワード等の組合せによる不正利用者対策を講じること。
但し、携帯の利便性を考慮し、ユーザ ID、パスワードを携帯内に保存した場合において、アプリを速やかに起動すること。但し、暗号化等の対策によりユーザ ID およびパスワードが判別されないこと。
- (4) BMS 携帯アプリ用サーバアプリケーションへの不正アクセスにより情報セキュリティが発生した場合の対応策について運用・保守マニュアルに記述すること。
- (5) 受託業者は、開発中におけるセキュリティ対策を万全とし、システム開発中の情報資産等が流失しないように対策を講じること。
- (6) システムに係るログ情報の取得を行うこと。

8. システム稼動環境

現在の BMS のシステム稼動環境は、別紙 6 「BMS システム基盤」に示す。

9. テスト要件定義

設計工程においてテスト設計書の作成を行うこと。

テスト設計書はテスト実施兼成績書として作成しても良い。

10. 教育要件

- (1) 会社に対し BMS 携帯アプリの稼働においてスムーズに操作できるように、職員向けの教育・研修等を提案すること。
- (2) BMS 携帯アプリおよびサーバアプリケーションの運用・保守が業者に指示できるように提案すること。

11. 端末登録要件定義

受託者は、BMS 携帯アプリの配布を行う事を前提として下記の手順書を提供すること。

- (1) Android 系、IOS 系の配布に必要とされる、手続き、手順、手順書等を用意すること。
- (2) Android 系、IOS 系の配布に必要とされる、ライセンス等取得方法、手順について書面にて提示を行うこと。

12. システム運用・保守

受託者は、次年度以降システム運用・保守が円滑に行えるように下記の項目を行うこと。

- (1) 携帯アプリ、サーバアプリケーションについて、運用保守体制、方針に

について提案を行うこと。

- (2) システムに障害が発生した場合の主な障害要因別での対応方法等、復旧方法などの提案を行うこと。また、機器の障害及び故障発生時の検知の対策について提案を行うこと。
- (3) システム改修による世代管理等などの管理方法について提案を行うこと。
- (4) システムサーバの停止、サービス停止等による通報について提案を行うこと。
- (5) セキュリティ障害が発生した場合の通報について提案を行うこと。

第5章 提案依頼事項

1. 基本方針、開発推進体制

(1) 基本方針

新システムの果たす役割および大交易会における拡張性にどのように寄与するかを記載すること。

(2) 開発推進体制

① プロジェクト体制、役割分担（各役割の責任者名を明記すること。）について記述すること。

② プロジェクトリーダーについて記述すること。

・ 氏名、年齢、職位、マネジメント経験年数、経験業種、経験システムの種類、経験システム各種類の経験年数、プロジェクトマネジメントに関連する資格等

・ 担当期間（例：開発中全期間、及び開発後も保守担当を担う等）

・ 兼務の有無、及び兼務数

・ 各技術者の経験業種・業務・年数・資格

・ 進捗状況の管理、報告方法

・ その他、プロジェクトに関すること。

(3) 開発スケジュール

以下のスケジュールを提案すること。

① システム企画（プロジェクト計画、サーバアプリケーション調査分析）

② システム開発（システム開発工程、手法、設計書等）

③ システムの詳細説明、操作研修の実施

④ システム稼働立会い、導入初期サポート

⑤ 公社で行う必要がある作業内容や期間（携帯アプリ申請等）

⑥ その他、準備期間等に必要な作業

2. システム機能要件

(1) BMS 携帯アプリについて提案書に記述すること。

① 開発手法（android 系、IOS 系）

② BMS 携帯アプリの開発言語およびフレームワーク等

③ サーバアプリケーションの言語および開発フレームワーク等

④ BMS 携帯アプリとサーバアプリケーション等の API について

⑤ BMS 携帯アプリの業務機能実現について

3. システム開発・導入要件

- (1) 本システム開発を行うにあたり、現状調査から得た情報をシステム開発に反映する手法及び蓄積された情報を活用することによる今後の業務展開についての提案を記述すること。
- (2) BMS 携帯アプリの開発を行うにあたり、活用面における利便性や今後効果的に活用できる方法（BMS 携帯アプリを前提）及び活用における注意事項について記述すること。
- (3) 業者間のマッチング機能（「サプライヤー」と「バイヤー」、「バイヤー」とサプライヤー）は、別のシステムで稼働している。また、アンケート調査等の機能も別システムで稼働している。また、「サプライヤー」と「バイヤー」の業者分析も含まれていない。それらに対する提案事項があれば記述すること。
- (4) 人的ミスを防ぐ機能や作業効率化のための機能などで、セールスポイントになる事項があれば記述すること。
- (5) BMS 携帯アプリを活用することにより、「大交易会」、「サプライヤー」、「バイヤー」が視覚効果において、幅広く情報発信、情報受信することが出来るようにシステム機能拡張の提案を行うこと。

4. セキュリティ要件

システム要件におけるセキュリティ対策について具体的な方法を提案書に記述すること。

5. テスト要件

テスト要件に対して漏れなくテストを実施する方法および管理について提案書に記述すること。

6. 教育研修要件

教育研修内容および研修方法を具体的に提案書に記述すること。

7. システム運用・保守要件

- (1) 本受託業務に発生するシステム運用・保守体制について提案書に具体的に記述を行うこと。
- (2) システム障害に対する切り分け方法、復旧方法について提案書に記述すること。

第6章 納入物

1. 納入物一覧

本委託業務における、納入成果物は以下のとおりとする。

表 3. 納入成果物一覧

工程	納入成果物
企画	プロジェクト実施計画書 システム調査分析(システム開発行う際、調査したドキュメント等)
基本設計 詳細設計	・基本設計書 ・システムテスト設計書 ・詳細設計書 ・プログラムテスト設計書
導入・構築	・導入計画書 ・導入手順書(OS、ミドルウェア、フレームワーク、DB等の設定情報含む) ・導入作業結果報告書 ・パッケージソフトウェア製品(※OSSの場合はパッケージ相当) ・プログラムソース(バッチ、DB等の各種定義対等含む) ・プログラムテスト設計書 プログラムテスト成績書兼報告書
テスト	・システムテスト成績書兼報告書
運用準備	・教育計画書 ・マニュアル(操作手引書、運用手引書) ・教育資料 ・教育作業結果報告書 ・運用保守ドキュメント ・システム稼働環境、フルバックアップ
その他	・議事録および会議資料

2. 最終納入日

最終納入日は、令和4年2月28日とする。

3. 納入場所

電子等媒体の納入場所は、以下のとおりとする。

〒901-0152

沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4階)

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課 展示商談推進室

※サーバアプリケーションは、所定のサーバに格納すること。

4. 納品方法

納品方法を以下のとおりとする。

(1) ドキュメント等

- ① ドキュメント等の納品物は、紙および磁気媒体等 (CD-R 等) により、日本語等で行うこと。
- ② 紙サイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とする。図表については、必要に応じて A 列 3 番を使用することが出来る。
- ③ 磁気媒体等に保存する形式は、作成した文書のアプリケーション (ワード、パワーポイント、エクセル等) の文書形式に加え PDF 形式とする。
- ④ 紙および磁気媒体については、2 部ずつ用意すること。
- ⑤ 紙の納入は、バインダー等に格納し、納品すること。

(2) プログラムソース等

システム動作環境の環境定義、プログラムソース等 (シェルスクリプト等含む) は SSD ストレージに格納して納品すること。

(3) プログラムオブジェクト

- ① サーバアプリケーションは、所定のサーバに格納して納品すること。
- ② BMS 携帯アプリは、SSD ストレージに格納して納品すること。

5. 納品完了後の修正

受託業者は、契約期間中において、納品したドキュメント、プログラムソース等に修正の必要が発生した場合、「公社」の承諾を得た上で、原則として修正の必要が発生した時点から 10 営業日以内に紙媒体、電子媒体を納品すること。

6. 検収方法

納入完了後に「公社」による検収を行う。

なお、検収にあたっては、受託業者が立ち会うこと。検収の結果、納入物の全部

または、一部に不合格が発見された場合には、受託業者は直ちに受託業者の負担にて納入物の修正等を行い、公社の指定した日時までに納入すること。

以上

第7章 特記事項

1. 契約期間

契約締結日より令和4年2月28日までとする。

2. 瑕疵担保責任

本委託業務における納入品の瑕疵および正常な使用状態で発生した不具合については、検収後1年間は無償で修復、原因の調査等の対応を行うこと。

3. 知的財産権等

- (1) 本件に係り作成・変更・更新されるドキュメント類およびプログラムの著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は、受注者が本件を従前より権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ協議の上、権利譲渡不可能と示されたもの以外、公社が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて、すべて公社に帰属するものとする。また、公社に納入された当該プログラムの複製物を、著作権法（昭和45年法律第48号）第47条の2の規定に基づき、複製、翻案することおよび当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本件に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等であっても、受注者は原著作物の著作権者として権利を行使しないものとする。
- (4) 本件に係り作成・変更・修正されるドキュメント類およびプログラム等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該当著作物の使用に必要な費用負担や使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。この場合、事前に公社へ報告し、承認を得ること。
- (5) 本件に係り第三者が有する著作物をめぐる紛争については、受注者の責任、負担において一切を処理すること。公社は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力処置を講ずる。
- (6) 本件に定める納入物の所有権は、本件に定める契約金額の支払いが完了した日を以って、公社に移転するものとする。

4. 秘密の保持

- (1) 本件に係り知り得た公社の業務事項や他の企業および個人の営業機密について、守秘義務を遵守するものとする。
- (2) 本調達において、公社から提供された資料およびデータ等に関する全ての情報等については、外部に漏洩しないように厳格に管理すること。
- (3) 提供された資料および情報は、作業完了後、公社に確実に返却すること。

5. 遵守事項

- (1) 一般規定
民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法、行政機関の保有する個人情報
の保護に関する法律等の関連法規を遵守すること。

6. 連絡先

本仕様書に関する連絡先は、以下のとおりである。

公益財団法人沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課 展示商談推進室

担当 : 島崎 (しまぎき)、古波蔵 (こはぐら)

電話 : (098) 851-7463

電子メール : 1-daikouekikai@okinawa-ric.or.jp